

○財務省告示第百二十八号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十三項の規定に
 基づき、平成十五年三月十日に発行した個人向け
 国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年三月二十五日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第一回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で三千八百三十五億千
五	最低額面金額	百七十六万円
六	振替単位	一万円
七	発行日	平成十五年三月十日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利率	年〇・〇九パーセント
十	第二期以後の利率の適用	年当たり、各利払期における利率の適用開始日前行われ、発行から償還までの期間が

十一 初期利子

九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りから、 0.08 パーセントを控除した率。 0.08 パーセントを控除した率。 0.05 パーセントを下回るときは、その率は 0.05 パーセントとする。

平成十五年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.09}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 償還期限

平成二十五年三月十日

十四 償還金額

額面金額百円につき百円

十五 払込期日

平成十五年三月十日

十六 払込場所

日本銀行の本店又は支店

十七 中途換金

中途換金の買取りは、平成十六

の取扱い

年三月十日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

額面金額＋経過利子に相当する金額－買い取る日の直前の利子支払期及びその直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額の合計額

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者が死亡したときは、その相続人は平成十六年三月十日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成十五年九月十日から平成十六年三月十日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－(初期利子に相当する金額＋経過利子に相当する金額)

(二) 平成十五年九月十日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九 元利金支 日本銀行
払場所